

# 北総中央土地改良施設管理条例

## (趣旨)

第一条 この条例は、国営北総中央土地改良事業により造成された土地改良施設のうち、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第九十四条の六の規定により県が管理を委託された次の各号に掲げる土地改良施設（以下「土地改良施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 取水口
- 二 富里揚水機場
- 三 八街揚水機場
- 四 送水路
- 五 幹線用水路
- 六 支線用水路
- 七 水管理施設

## (管理の基本原則)

第二条 知事は、土地改良施設を土地改良事業計画に定めるところに従い、最も効率的に管理するように努めるものとする。

## (禁止行為)

第三条 何人も、土地改良施設に対して土石、竹木、じんかい、汚水等その機能に直接支障を生じさせ、又は農作物等に悪影響を及ぼすおそれのある物を投棄し、又は放流してはならない。

2 何人も、土地改良施設を使用して、又は土地改良施設に対して次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が特に必要と認めて許可したときは、この限りでない。

- 一 家畜等の放し飼い又は係留
- 二 竹木、あし、かや等土地改良施設の生産物の採取
- 三 竹木等の植栽
- 四 工作物の設置
- 五 しゅんせつ、掘削等の行為
- 六 その他土地改良施設に変更を加え、又は土地改良施設をその目的以外の用途に利用する行為

## (分担金等)

第四条 土地改良施設の管理事業に係る法第九十一条の分担金等の徴収については、県営

土地改良事業分担金等徴収条例（昭和二十九年千葉県条例第五十四号）を適用する。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

（罰則）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反した者
- 二 第三条第二項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。